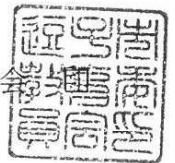




諮 問 第 1 0 号
2021 年（令和 3 年）8 月 1 9 日

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 安 達 和 志 様

逗子市教育委員会



新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者（児童生徒等）に係る
個人情報の本人外収集について（諮問）

このことについて、逗子市個人情報保護条例第 8 条第 3 項第 6 号の規定に基づき、
別添事案についてご審議いただきたく諮問いたします。

【事務担当】

教育部 学校教育課 内線 516

(別 添)

担当所管名		教育部 学校教育課
事務の名称		児童・生徒健康管理事業
諮問の概要		新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第1項の規定により、外出をしないよう協力を求めているところだが、先般、県内において当該協力要請に応じず、濃厚接触者である児童・生徒等が登校するという事案が発生した。 こうした事案に対応するためには、濃厚接触者に関する情報を県保健福祉事務所から当該濃厚接触者が通学する学校の校長に提供し、当該校長から濃厚接触者の保護者に対し、学校保健安全法第19条の規定による出席停止の指示を行うことが効果的である。 本市においても、新型コロナウイルス感染者数が増加している中、濃厚接触者の情報の提供を受けることにより、市内小中学校等における新型コロナウイルス感染拡大を防止する必要がある。 以上のことから、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に関する情報を本人外から（の情報の提供）収集することについて諮問するもの。
事務の目的及び根拠法令等		【目的】逗子市立小・中学校児童・生徒に係る新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に関する情報提供を県保健福祉事務所から受けることで、濃厚接触者に対し出席停止を指示し、学校における感染拡大を防ぐため。 【根拠法令】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（第44条の3第1項）（別紙参照） 学校保健安全法（第19条）（別紙参照）
対象となる個人の類型・対象者数		逗子市立小・中学校児童・生徒 約3,768名（R3.5.1現在） 及び教職員 約259名（R3.5.1現在）
第8条関係	本人以外から収集する個人情報の内容と収集先	新型コロナウイルスの濃厚接触者に係る氏名、学年（年齢）及び外出制限期間 神奈川県保健福祉事務所
	本人以外から収集する必要性等	新型コロナウイルスの濃厚接触者に関する認定は県保健福祉事務所が行うため。
	本人通知	☒ 実施 ☐ 省略（理由： ）